

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

【概要版】

2020年(令和2年)3月

明石市

1 計画策定の趣旨

2012年（平成24年）に、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年（平成27年）から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

明石市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、第1期の明石市子ども・子育て支援事業計画を2015年（平成27年）度に策定しました。

2019年（令和元年）度に、第1期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、第2期明石市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

(1) 子ども・子育て支援新制度で提供されるサービス

① 子ども・子育て支援給付

施設型給付費 認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育給付費 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

② 地域子ども・子育て支援事業

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） イ 時間外保育事業（延長保育事業）

ウ 一時預かり事業 エ 病児・病後児保育事業 オ 利用者支援事業

カ 妊婦健康診査事業 キ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

ク 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ケ 乳児家庭全戸訪問事業

コ 養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

サ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。

3 計画期間

計画期間は、2020年（令和2年）度から2024年（令和6年）度までの5年間とします。

2019年度 (令和元年)	2020年度 (令和2年)	2021年度 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)
	計画期間				
計画策定					
			見直し (中間年)		

4 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画の策定に向けて、教育・保育のサービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握するため、2019年1月、就学前児童の保護者及び小学1年生から4年生等の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

このニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 子育て家庭を支える地域づくり

ニーズ調査において、就学前児童、小学生の保護者は、子どもの心に関すること、子どもの教育に関することなどに悩みを抱えると回答した方が多い結果となったことから、今後も引き続き、子どもに関するあらゆる内容について、さらに相談しやすい環境を整えるなど、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うことができる地域づくりを推進していく必要があります。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

ニーズ調査では、母親の就労割合が5年前よりも増加しており、また、2019年10月1日から実施された国の幼児教育・保育の無償化などにより、保育需要の増加が予測されます。

これらの保育需要に対応するため、都市公園を活用した保育所等の整備のほか、待機児童が多い0歳児～2歳児を受け入れる小規模保育事業所の整備などにより待機児童解消に向けて取り組む必要があります。また、放課後児童クラブについても、学校の余裕教室等を活用した施設整備などにより、待機児童の発生の防止に努める必要があります。

(3) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

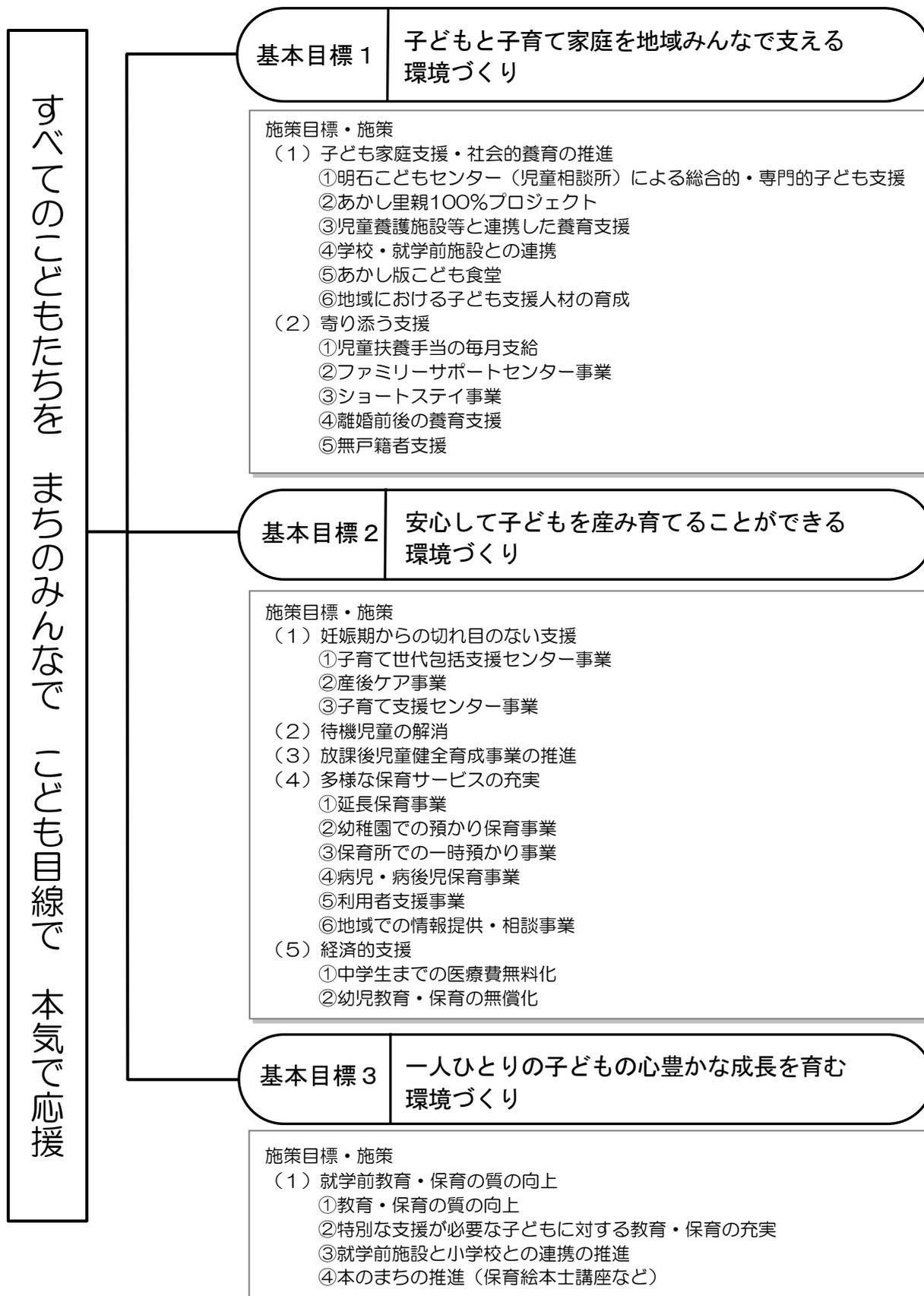
乳児から幼児期の子どもの健やかな発達のため重要となる時期に、質の高い教育・保育を受けられるよう環境整備を進める必要があります。

現在、本市では幼稚園、保育所、小規模保育事業所など多様な施設が併存していますが、どの施設を利用してもすべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう研修等を通じて教育・保育の質を向上させる必要があります。

5 施策の体系図

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】



6 基本目標・施策目標・施策

基本目標1

子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組み作りに取り組みます。

(1) 子ども家庭支援・社会的養育の推進

2019年4月に子どもの総合支援の核となる拠点として開設した「明石こどもセンター（児童相談所）」で、子育て・障害・発達などの子どもに関するあらゆる相談について、児童福祉司等により問題解決に向けた助言を行います。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行うなど、様々な方策により子ども家庭支援や社会的養育を推進していきます。

施策

- ① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援
- ② あかし里親100%プロジェクト
- ③ 児童養護施設等と連携した養育支援
- ④ 学校・就学前施設との連携
- ⑤ あかし版こども食堂
- ⑥ 地域における子ども支援人材の育成

(2) 寄り添う支援

児童扶養手当を毎月支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。育児と家庭の両立支援を推し進めるとともに、幅広い層へのファミリーサポートセンター事業の周知などを行います。

また、親の離婚により子どもが不利益を受けることがないよう支援を継続するとともに、更なる支援策について検討を進めます。

施策

- ① 児童扶養手当の毎月支給
- ② ファミリーサポートセンター事業
- ③ ショートステイ事業
- ④ 離婚前後の養育支援
- ⑤ 無戸籍者支援

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

① 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から出産後にかけて、保健師等による相談支援などを通じて、切れ目のない支援体制の確保を目指します。また、子育て支援センターで、親も子どもも共に学び、成長できる場や多世代との交流の機会を一層充実します。

施策

- ① 子育て世代包括支援センター事業
- ② 産後ケア事業
- ③ 子育て支援センター事業

② 待機児童の解消

保育所の新設等による受入枠の拡充といった対策を継続するとともに、0歳～2歳児の受入枠は、地域型保育事業のうち、小規模保育事業を中心に施設整備を行い、3歳児となっても継続して保育・教育が受けられるよう当該施設と連携を図りながら取り組むなど、様々な方策により受入枠の拡充を実施します。

③ 放課後児童健全育成事業の推進

入所希望者の増加に対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等による指導員の資質向上、学校との連携、放課後こども教室や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

④ 多様な保育サービスの充実

幼稚園での預かり保育について、ニーズに合わせて時間延長実施園の拡充を行うなど、利便性の向上を図るとともに、延長保育事業や病児・病後児保育事業などについても就労世帯の支援につながることから、事業の継続を図ります。

施策

- ① 延長保育事業
- ② 幼稚園での預かり保育事業
- ③ 保育所での一時預かり事業
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ 利用者支援事業
- ⑥ 地域での情報提供・相談事業

⑤ 経済的支援

中学3年生までの子どもの医療費（保険診療分）について、保護者の所得制限を設けず無料化することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援しています。

また、国により、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化が創設されていますが、それに加えて、市独自で実施している第2子以降の保育料無料化事業を継続するとともに、新たに3歳～5歳児の給食の副食費を無料化することにより、子育て家庭の支援策をより一層充実します。

施策

- ① 中学生までの医療費無料化
- ② 幼児教育・保育の無償化

基本目標3

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

① 就学前教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。今後も引き続き、公立保育所で実施している公開保育、公立幼稚園で実施しているグループ研修、園内研修、キャリアアップ研修等各種研修を行い、元公立保育所職員による巡回指導等に取り組むことで、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

また、特別な支援が必要な子どもに対しては、発達の状況に応じて担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員による巡回指導及び関係機関との連携により、支援の必要な子どもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

施策

- ① 教育・保育の質の向上
- ② 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- ③ 就学前施設と小学校との連携の推進
- ④ 本のまちの推進（保育絵本土講座など）

7 「量の見込み」及び「確保方策」

本計画の策定において、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（確保方策）を定めることとなっています。

（以下、計画中の「量の見込み」及び「確保方策」を一部抜粋して掲載）

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について

(1) 1号認定（3歳～5歳の保育を必要としない幼稚園及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,308人	3,336人	3,302人	3,268人	3,234人
②確保方策	3,308人	3,336人	3,302人	3,268人	3,234人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年度 3歳児の受入枠の拡大
 私立保育園の認定こども園化による受入枠の拡大（本庁東部・西部・大久保）

※ 1号認定は、計画では「5ブロック」で掲載していますが、概要版では「全市」で掲載しています。

(2) 2号認定（3歳～5歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	5,400人	5,555人	5,676人	5,781人	5,887人
②確保方策	5,300人	5,555人	5,676人	5,781人	5,887人
②-①	△100人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年度～2024年度 新設 私立保育所、私立認定こども園

(3) 3号認定（0歳～2歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,638人	3,832人	4,033人	4,134人	4,236人
②確保方策	3,300人	3,832人	4,033人	4,134人	4,236人
②-①	△338人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年度～2024年度 新設 私立保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 概要版 2020年（令和2年）年3月

発行：明石市 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5149

編集：明石市こども局こども育成室